

【表紙】

| | |
|---------------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年 2月13日 |
| 【会社名】 | 株式会社S J I |
| 【英訳名】 | SJI Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役会長兼社長 石濱 人樹 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区東品川四丁目 1 2 番 8 号 |
| 【電話番号】 | 03-5769-8200 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理本部長 山本 豊 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区東品川四丁目 1 2 番 8 号 |
| 【電話番号】 | 03-5769-8200 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理本部長 山本 豊 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 1,417,000,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は過年度取引の一部について不適切な取引およびそれに伴い誤った会計処理が行われた可能性があるなどの疑義が発生したことを受け、平成26年10月10日に外部の専門家からなる第三者委員会を設置し、事実関係の調査を実施しました。当該調査の結果、国内におけるハードウェア取引および海外におけるハードウェア取引が資金融通であったこと、恒星情報（香港）有限公司による一部の債務保証に係る会計処理がなされなかったこと、当社社内の承認手続きを経ない借入れが行われていた事が判明し、その結果として不適切な会計処理が確認されました。

また、当該調査と並行して、当社が第三者委員会に委嘱した事項以外に訂正処理を要する不適切な会計処理の有無について独自の調査を実施した結果、当社において貸付債権・仮払金の貸倒引当評価に係る不適切な会計処理及び、恒星情報（香港）有限公司において借入債務管理等に係る不適切な会計処理を発見しました

この結果、過年度における連結財務諸表等の訂正が必要となったため、金融商品取引法第24条の2第1項及び第24条の4の7第4項の規定に基づき、平成23年9月22日付有価証券届出書の組込情報として提出いたしました第22期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）有価証券報告書及び第23期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）の四半期報告書の訂正報告書を平成27年2月6日付で提出いたしました。

これに伴い有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第22期) | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 | 平成23年6月29日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第23期第1四半期) | 自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日 | 平成23年8月15日 関東財務局長に提出 |

<後略>

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第22期) | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 | 平成23年6月29日 関東財務局長に提出 |
| 有価証券報告書の訂正報告書 | 事業年度 (第22期) | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 | 平成27年2月6日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第23期第1四半期) | 自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日 | 平成23年8月15日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書の訂正報告書 | 事業年度 (第23期第1四半期) | 自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日 | 平成27年2月6日 関東財務局長に提出 |

<後略>

独立監査人の監査報告書

平成27年2月6日

株式会社S J I
取締役会 御中

公認会計士赤坂事務所 公認会計士 赤 坂 満 秋 印

公認会計士海生裕明事務所 公認会計士 海 生 裕 明 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S J Iの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、私たちの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S J I及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。私たちは訂正後の連結財務諸表について監査を行った。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年2月6日

株式会社S J I
取締役会 御中

公認会計士赤坂事務所 公認会計士 赤 坂 満 秋 印

公認会計士海生裕明事務所 公認会計士 海 生 裕 明 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S J Iの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第22期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S J Iの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。私たちは訂正後の財務諸表について監査を行った。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月6日

株式会社S J I

取締役会 御中

公認会計士赤坂事務所 公認会計士 赤 坂 満 秋 印

公認会計士海生裕明事務所 公認会計士 海 生 裕 明 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社S J Iの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社S J I及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

1 四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、訂正前の四半期連結財務諸表は前任監査人によって四半期レビューされており、平成23年8月15日に四半期レビュー報告書が提出されている。

2 会社の平成23年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表は、前任監査人によって四半期レビューが実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成22年8月13日付けで無限定の結論を表明している。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上